

第1章

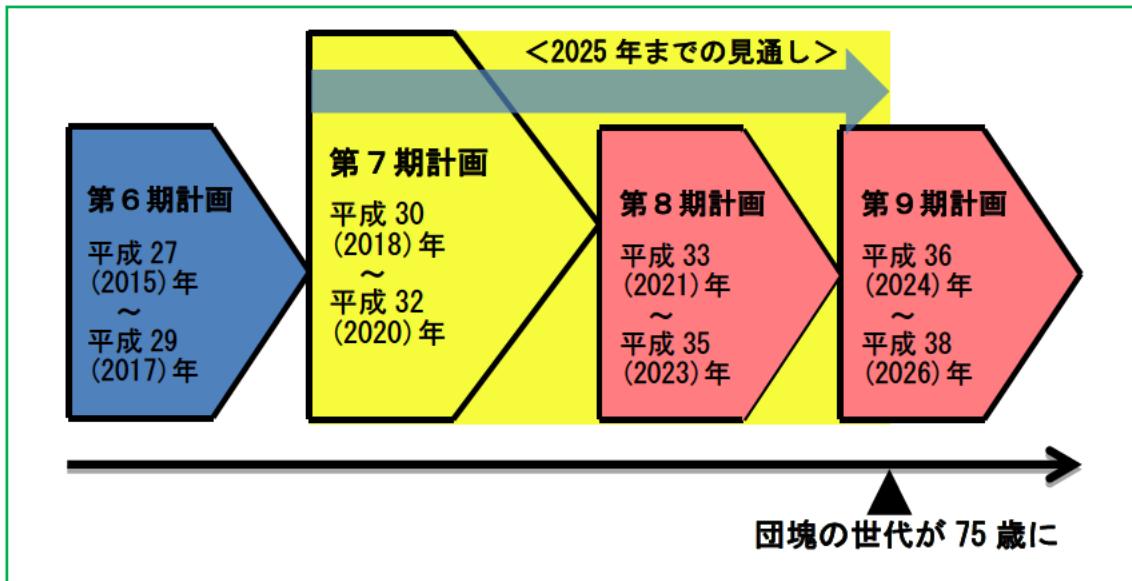
プラン策定の基本方針

1 策定の趣旨

- わが国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。平成 28 (2016) 年 9 月の総務省「人口推計」によると、わが国の全人口に占める 65 歳以上人口の割合（以下「高齢化率」という。）は、27.3%と過去最高となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 (2017) 年推計）」によれば、高齢化率は平成 32 (2020) 年には 28.9%、平成 37 (2025) 年には 30.0%になると推計されています。
- 本県の高齢化率は、平成 28 (2016) 年 10 月 1 日現在で、28.5%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 32 (2020) 年には 29.8%、平成 37 (2025) 年には 30.8%になると推計されています。
- このような高齢化に加え、核家族化などによって、家族だけで高齢者の介護を担うことが困難となる状況を受け、平成 12 (2000) 年 4 月から施行された「介護保険法」の下、現在、介護は社会全体で支えることが基本理念となっています。
- 本県が平成 29 (2017) 年 5 月から 6 月にかけて実施した e-モニター（電子アンケート）により「介護保険制度の仕組みやサービスについての認知度」を尋ねたところ、約 60%の方が「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答しており、介護保険は超高齢社会を支える制度として定着してきています。
- 本県は、介護保険制度を中心として、県民や市町および広域連合（以下「市町等」という。）と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、平成 29(2017) 年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン（以下「プラン」という。）」を策定しており、今回、これまでの取組の検証をふまえつつ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までを計画期間とするプランに改訂します。
- プランは、介護保険法第 118 条第 1 項の規定による「三重県介護保険事業支援計画（第 7 期）」と老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項の規定による「三重県高齢者福祉計画（第 8 次）」を一体とした計画として策定します。

- 平成 37(2025)年には団塊の世代全てが 75 歳以上となるほか、平成 52(2040)年には団塊の世代ジュニアが 65 歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。一方、75 歳以上の人口は、都市部では急激に増加し、もともと高齢者人口の多い地域でも緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なってきます。第 6 期計画では全ての市町等で地域包括ケアシステムの構築体制を整えるべく取り組んできましたが、第 7 期計画では、市町等がそれぞれの地域課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けて取り組んでいけるよう支援するなど地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

図 1－1 新プランの期間



2 プランのめざすべき方向性

- プランのあるべき姿は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」です。地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。
- 具体的には、次の4つを柱に「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。

1 介護サービスの充実と人材確保

- ・訪問介護や通所介護など在宅サービスの質の確保・向上を図るため、事業所に対する監督・指導を充実します。
- ・在宅生活が困難な重度の要介護者のために、広域的な観点から必要な施設サービスの基盤整備を進めます。
- ・住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町等を支援します。
- ・療養病床の介護医療院等への円滑な転換が図られるよう支援します。
- ・施設における生活環境の改善を図るため、ユニット型施設整備を基本とし、ニーズの高い多床室も必要に応じて整備します。
- ・介護人材の安定的な確保に向けて、新たな人材の確保に取り組むとともに、現在働いている職員の定着を支援します。
- ・介護職員の養成を行うため、介護職員初任者研修事業者の指定を行います。
- ・介護支援専門員をはじめ介護職員等の資質の向上を図ります。

2 地域包括ケアの推進

- ・地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の充実を図るため、研修会の開催やアドバイザー派遣などにより支援します。
- ・市町や医師会等の関係団体と連携して在宅医療提供体制の基盤整備を推進します。
- ・医療・介護関係者等との広域的な連携調整など医療・介護連携に向けた取組について市町等を支援します。
- ・認知症の早期診断・早期対応の実現に向けて、認知症に対する理解の促進と相談体制の充実を図るとともに、早期からの適切な診断・対応ができるよう医療・介護サービスの充実に努めます。
- ・認知症サポーターの養成や市町における見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進し、認知症の人を支える地域づくりを進めます。
- ・市町において、新しい総合事業や高齢者の自立支援・重度化防止に係る取組が効果的に実施されるよう、助言や支援を行います。
- ・さまざまな主体によるサービスの提供を地域に生み出し、発展させていくため、生活支援コーディネーターの養成や市町への助言や支援を行います。

3 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

- ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者に対して必要な助言を行うとともに、介護給付費負担金の負担を通じて適切な財政運営を支援します。
- ・要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わる全ての者の資質向上に取り組みます。

- ・本計画を第4期介護給付適正化計画と位置付け、①介護サービス事業者等への指導・監査、②介護サービスに関する苦情への対応、③市町が行う適正化事業の広域支援、を実施します。

4 元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり

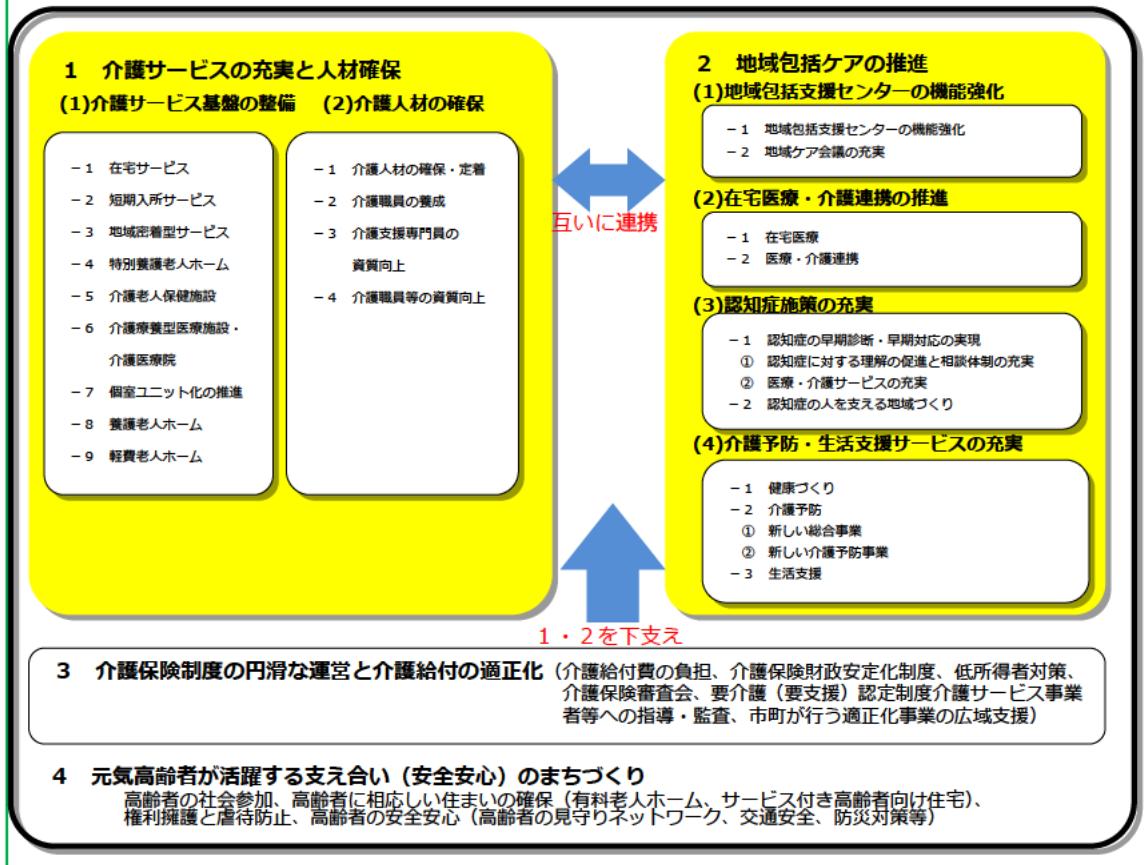
- ・「地域シニアリーダー養成研修」を実施し、人材育成を行うとともに、高齢者の社会参加を推進していきます。
- ・高齢者に相応しい住まいが確保されるよう、有料老人ホームに対する指導・助言等を行い、サービスの質の確保を支援します。
- ・高齢者虐待の未然防止や適切な対応を図るため、研修や市町への支援を行います。
- ・高齢者の安全安心を支えるため、見守りネットワークの構築支援や消費者保護、交通安全、防災対策などの取組を進めます。

図1－2 みえ高齢者元気・かがやきプラン＜第7期＞の全体像

みえ高齢者元気・かがやきプラン＜第7期＞の全体像（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次高齢者福祉計画）

基本方針 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい 生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化 推進に努めます。

○ 具体的な取組



- わが国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、その視点もふまえて取組を進めます。

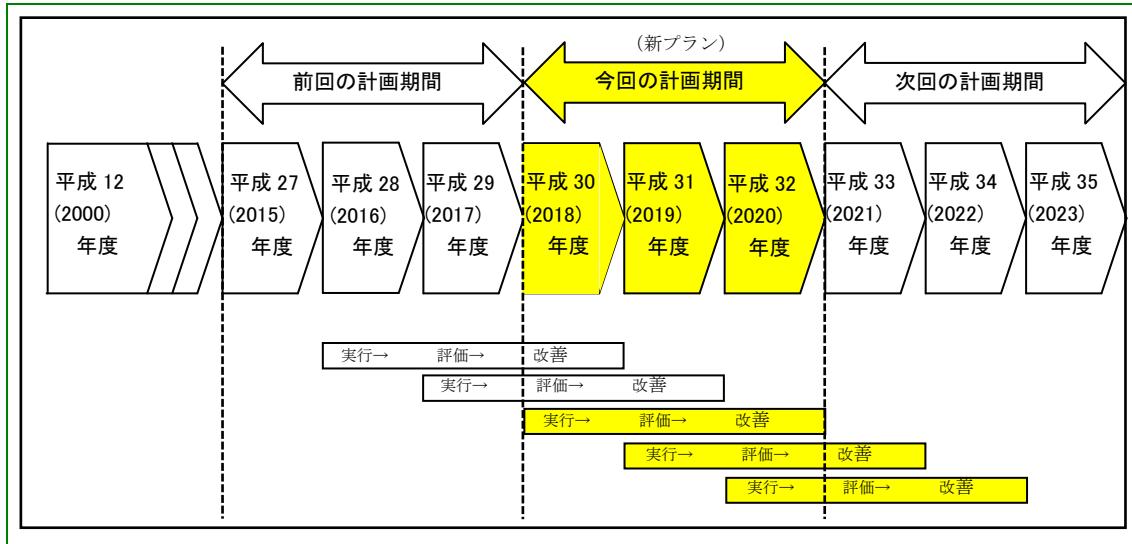
3 策定のための体制

- プランは、保健・医療・福祉等の各分野に関するものであり、これらの分野の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において調査・審議いただいている。
- 平成 29（2017）年 10 月から 11 月にかけて市町等へのヒアリングを行い、市町等が策定する介護保険事業計画（第 7 期）との整合を図ります。
- 平成 29（2017）年 12 月～平成 30（2018）年 1 月には三重県ホームページを通じて「パブリック・コメント」を実施し、広く県民の意見を聴取します。

4 プランの評価について

- 平成 30（2018）年施行の介護保険法等改正により、県は市町等による自立支援等施策への支援に関し、県が取り組むべき施策の実施状況およびその目標の達成状況に関する調査および分析を行い、プランの実績に関する評価を行うこととし、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、管内市町等の評価の結果とあわせ厚生労働大臣に報告することが新たに規定されました。
- 本県では、プランについて年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価を行い、評価をもとに改善を行う「P D C A サイクル」により運用します。

図1－3 新プランの期間とP D C Aサイクル

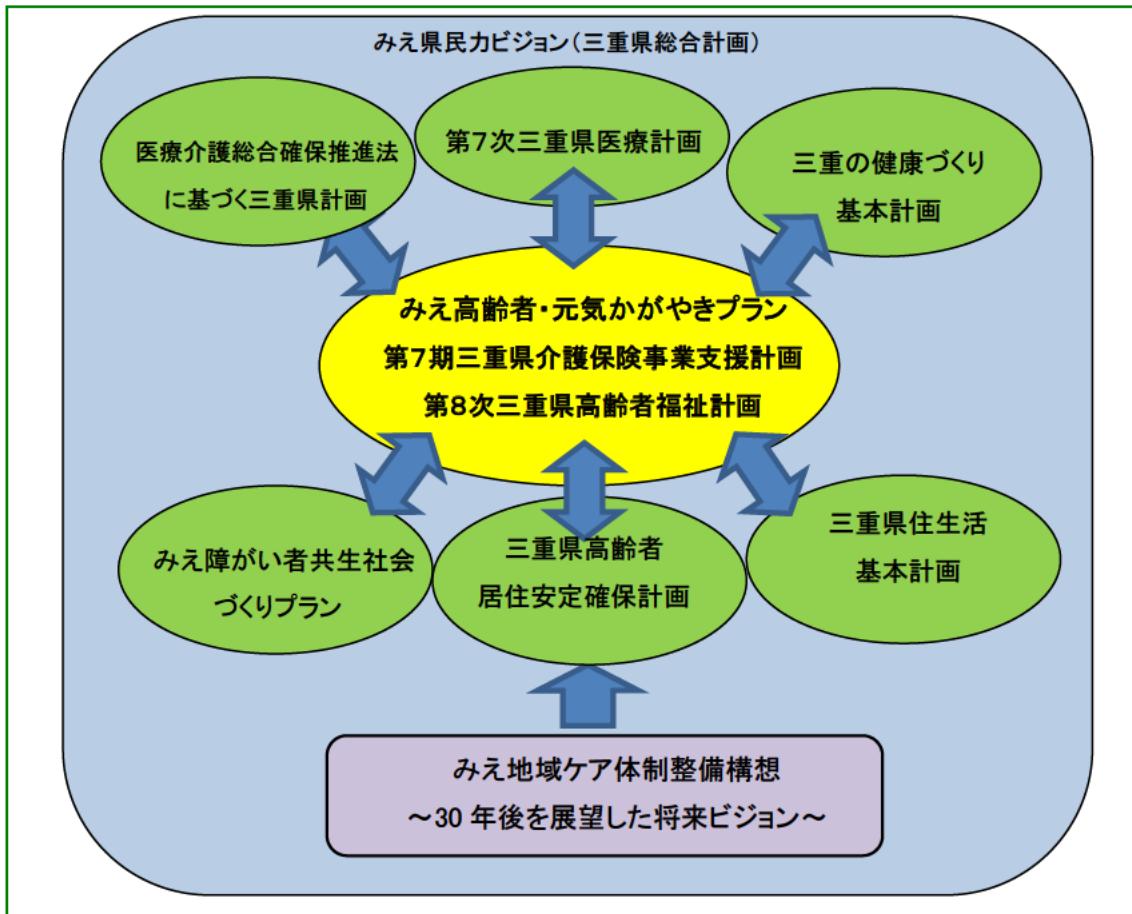


5 関係計画間の整合・調和

- 平成30（2018）年度は本プランと「三重県医療計画」が同時に改訂されます。病床の機能分化および連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、両計画の整合性の確保を図りました。具体的には、医療・介護関係団体および市町等担当者による「医療・介護体制整備に係る協議の場」を開催し、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行いました。また「地域医療構想調整会議」や「三重県在宅医療推進懇話会」においても意見をいただきました。
- プランの策定にあたっては、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の枠組みの中で、「医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画」との整合性を図るとともに、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重の健康づくり基本計画」、「三重県医療費適正化計画」、「三重県住生活基本計画」および「三重県高齢者居住安定確保計画」との調和を図りました。
- 本県では、平成19（2007）年度に、三重県における地域包括ケアのあるべき姿を示した「みえ地域ケア体制整備構想」を策定しており、その視点やビジョンをふまえて、今回のプランの策定に取り組みました。
- 本県では、平成29（2017）年、「一人ひとり違った個性や能力をもつ個人として尊重され、誰もが希望をもって日々自分らしく生きられる、誰もが自分

の目標に向けて挑戦できる、誰もが社会の中で活躍できる社会」をめざして「三重県ダイバーシティ推進方針」の策定に取り組んでおり、同方針との調和を図ります。

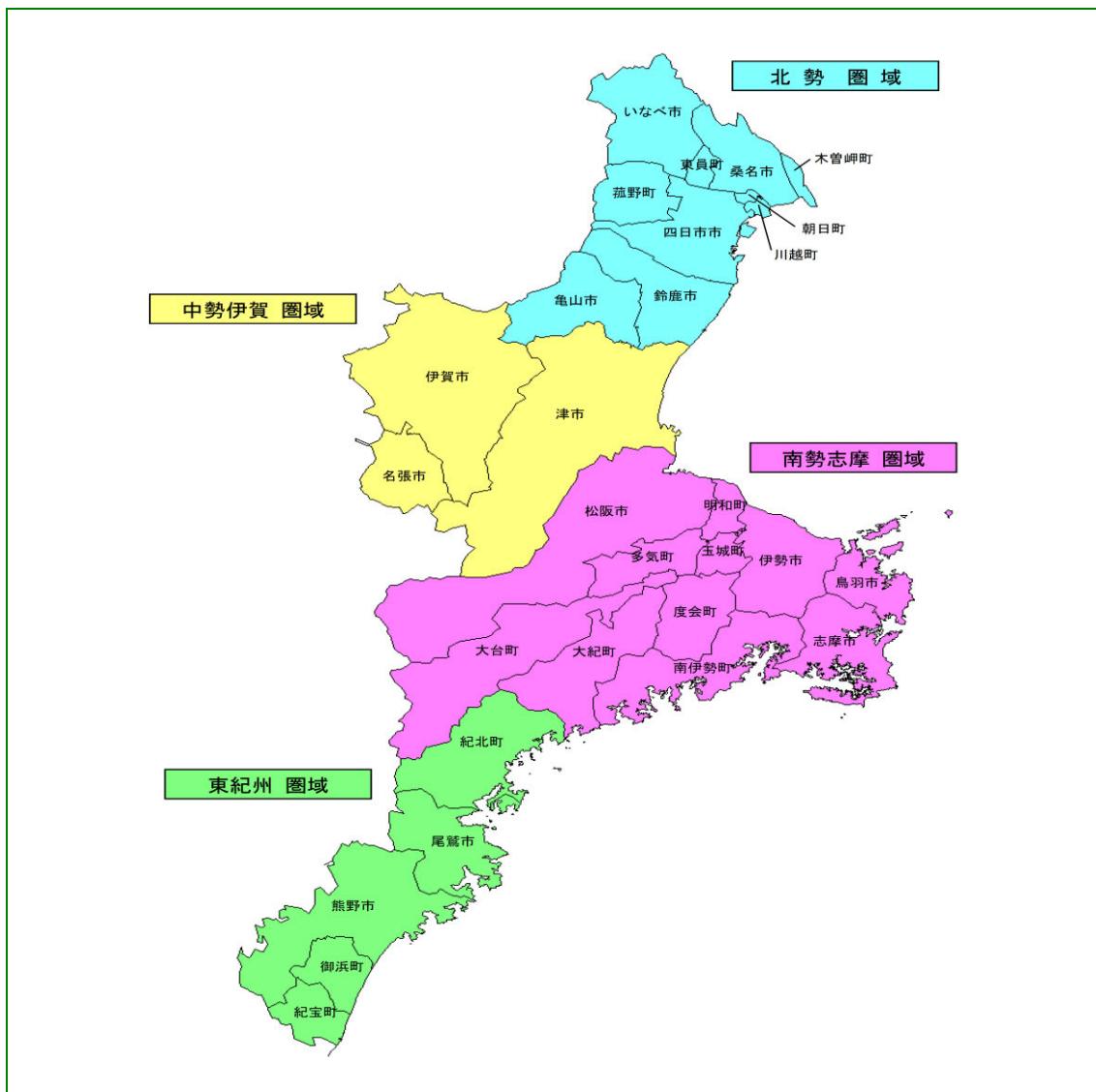
図1－4 関係計画間の調和



6 老人福祉圏域

- 老人福祉圏域は、以下の図のとおり、「北勢圏域」、「中勢伊賀圏域」、「南勢志摩圏域」、「東紀州圏域」とします。
- 「三重県医療計画」等との調和を図る観点から、二次医療圏域と同じ圏域を設定しました。
- このプランにおける圏域は、介護保険法第118条第2項第1号に規定する区域および老人福祉法第20条の9第2項第1号に規定する区域（老人福祉圏域）として取り扱います。

図1－5 老人福祉圏域



7 広報

- プランは、三重県ホームページへ掲載し、全ての県民に周知されるよう努めます。
- プランの推進に県民のご理解、ご協力をいただけけるよう、相談や問い合わせに応じます。
- 「出前トーク」を通じ、介護保険制度の概要や地域包括ケアシステムの説明を行い、周知を図ります。